第68期 定時株主総会
招集ご通知

日時

2024年６月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

場所

福井県福井市宝永３丁目１-１
福井県国際交流会館　Ｂ１
多目的ホール

議案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）
　　４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件



田中化学研究所

正極材料の開発で電池の力を無限に拡大。

田中化学研究所には研究開発の基盤となる4つのコア技術と、長年電池材料に携わる中で培ってきた豊富なモノづくりの経験と実績があります。これらを活かして当社が作り続けてきた充電式電池の正極材料(プラス極側の材料)は、電気自動車や電動工具など身の回りの様々な製品に搭載されている電池に使用されています。私たちは「人と地球にプラスを届ける。」というキャッチコピーに、当社の製品が人々の暮らしを豊かで快適にすると共に、これからも製品を通じて地球環境保全に貢献していくというメッセージを込めています。

研究開発

田中化学研究所の製品は基本的にすべてカスタムメイド。それぞれの要望に見合った材料を納入するため、製品を最適化し、それぞれの仕様にあわせた前駆体／正極材を製造。お客さまからの多岐にわたるご要望に全てカスタムメイドで応えるのが当社製品の強みです。

製品を通じた貢献

田中化学研究所は、1957年に創業し、50年以上にわたって電池用材料の開発・製造に従事。主力製品のひとつである三元系正極材料は20年以上の生産実績があります。歴史のある電池用材料メーカーとして、世界の電池産業をしっかりと支えています。





人と地球に
プラスを届ける。

ごあいさつ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

第68期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

また、2023年度における事業状況ならびに今後の取組みについてご報告申しあげますので、ご高覧ください。

2024年6月

代表取締役 社長執行役員
横川 和史

事業の詳細はHPをご参照下さい。

https://www.tanaka-chem.co.jp/

こんなところに田中化学研究所

田中化学研究所は、これまで築きあげた「研究開発」と「製品を通じた貢献」を柱に、これからも「人と地球にプラスを届ける。」企業であり続けます。



証券コード　4080
2024年６月11日

株　主　各　位

福井県福井市白方町45字砂浜割５番10
株式会社田中化学研究所
代表取締役 社長執行役員　横川　和史

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

また、このたびの令和６年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

○当社ウェブサイト　https://www.tanaka-chem.co.jp/ir/index.html
※上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株式情報」から「株主総会関連資料」を選択のうえ、「第68期定時株主総会招集通知」及び「第68期定時株主総会資料（書面交付していない事項）」よりご確認ください。

○総会資料掲載ウェブサイト　https://d.sokai.jp/4080/teiji/

○東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
※上記ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」に「田中化学研究所」もしくは[コード]に当社証券コード「4080」を入力・検索し、「基本情報」から「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。

議決権行使につきましては、インターネットまたは書面（郵送）により行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2024年６月26日（水曜日）午後５時５分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時
2．場　　所　福井県福井市宝永３丁目１－１
福井県国際交流会館　Ｂ１　多目的ホール
3．目的事項
報告事項　第68期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
4．　招集にあたっての決定事項
⑴　書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
⑵　インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
⑶　インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
⑷　法令及び当社定款に基づき、当社は書面交付していない事項（書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面）を、本招集ご通知４頁に記載する当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。

書面交付していない事項
・事業報告　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
・事業報告　コーポレート・ガバナンスの取組み
・計算書類　株主資本等変動計算書及び個別注記表

従って、本株主総会招集ご通知に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査をした書類の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
株主総会決議ご通知は送付せず、本株主総会終了後に当社ウェブサイトに議決権行使の結果を掲載させていただきます。
本株主総会終了後、株主の皆様との懇談会を予定しておりますので、この機会に当社に対する理解を深めていただきたいと存じます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時5分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時5分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

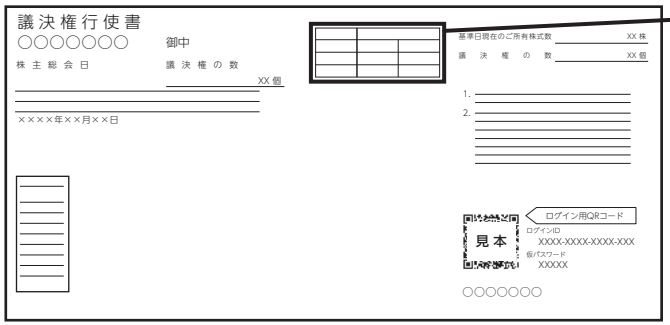

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２、３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

※議決権行使書用紙はイメージです。

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

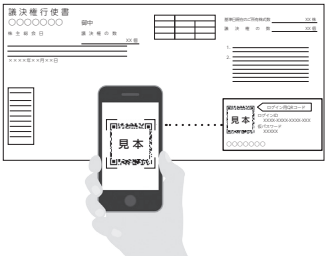

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

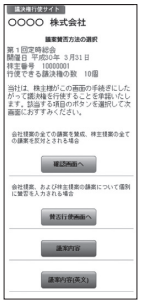

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

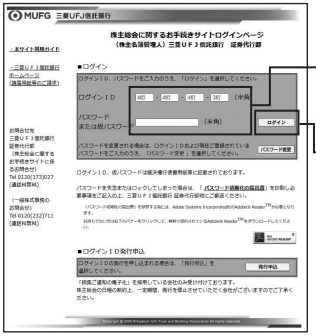

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題とし、安定した配当を極力維持するとともに、業績に応じた増配等の株主優遇策を実施していくことを利益配分の基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。
⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金４円
　　配当総額130,126,988円
⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年６月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く（以下、本議案において同じ））4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、代表取締役１名及び社外取締役２名で構成される任意の指名報酬委員会の諮問を経ております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	横川和史（よこかわかずふみ） （1961年３月30日） 再任	1985年４月　住友化学工業株式会社 (現住友化学株式会社)入社 1991年９月　ドイツ・ミュンヘン大学派遣 1993年10月　派遣免 2014年４月　大分工場医薬化学品生産技術部長 2015年４月　大阪工場長 2017年４月　理事　大阪工場長 2019年４月　当社入社　顧問 2019年６月　代表取締役社長執行役員（現任）	2,800株
2	久野和雄（くのかずお） （1950年４月２日） 再任　社外　独立	1973年４月　三宝伸銅工業株式会社 (現三菱マテリアル株式会社)入社 1982年３月　取締役 1996年10月　代表取締役社長 2001年３月　取締役会長 2002年３月　取締役相談役 2002年６月　ニチエス株式会社代表取締役社長（現任） 2003年６月　当社社外取締役（現任）	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3	山口（やまぐち）　登造（たかなり） （1962年6月1日） 新任	1991年４月　住友化学工業株式会社 （現住友化学株式会社）入社 2009年４月　住化アッセンブリーテクノ株式会社出向 2012年４月　情報電子化学業務室部長 2015年４月　光学製品事業部長 2018年４月　執行役員 2021年４月　常務執行役員（現任）	0株
4	深堀（ふかほり）　敬子（けいこ） （1957年12月25日） 新任　社外	1981年４月　広栄化学工業株式会社 （現広栄化学株式会社）入社 2008年１月　物流購買室部長 2015年４月　理事　物流購買室長 2017年４月　理事　千葉工場副工場長 レスポンシブルケア室長 2019年６月　取締役　研究開発本部長　研究所長 2022年４月　取締役　常務執行役員 2023年６月　非常勤取締役（現任）	0株

注１．上記候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．住友化学株式会社は当社の親会社であります。
３．横川和史氏及び山口登造氏の現在及び過去10年間の住友化学株式会社における地位及び担当は、上記に記載のとおりであります。
４．候補者久野和雄氏及び深堀敬子氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、久野和雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．久野和雄氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かし、取締役会のさらなる機能強化を図る役割に期待し、取締役に選任をお願いするものであります。
６．深堀敬子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
製造業におけるレスポンシブルケアや研究開発業務での幅広い知識と経験を活かすとともに、取締役会におけるコーポレートガバナンス強化を図る役割に期待し、取締役に選任をお願いするものであります。
７．久野和雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって21年となります。

8．当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。
従って、山口登造氏及び深堀敬子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
また、当社は、当該定款に基づき久野和雄氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

9．当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、代表取締役１名及び社外取締役２名で構成される任意の指名報酬委員会の諮問を経ております。また、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	山林稔治（やまばやし としはる） （1962年２月22日） 新任	1987年１月　住友化学工業株式会社 （現住友化学株式会社）入社 1989年３月　筑波研究所研究グループ（金属材料） 2015年４月　アルミニウム事業部部長 2017年７月　住化アルケム株式会社代表取締役社長 2023年７月　当社入社　役員補佐 内部監査室担当（現任）	0株
2	井上毅（いのうえ たけし） （1965年９月18日） 再任　社外　独立	1997年４月　弁護士登録 井上法律事務所開業（現任） 2018年４月　民事調停委員（現任） 2019年６月　当社社外監査役 2020年１月　司法委員（現任） 2020年５月　福井県労働委員会　会長（現任） 2020年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
3	藤井宏澄（ふじい ひろずみ） （1976年８月８日） 新任　社外　独立	1999年４月　太田昭和監査法人 （現ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所 2003年４月　公認会計士登録 2008年７月　藤井宏澄公認会計士事務所開業（現任） 2022年４月　日本公認会計士協会北陸会副会長 （現任）	0株

注１．上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者井上毅氏及び藤井宏澄氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、当社は、井上毅氏及び藤井宏澄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．井上毅氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するため、監査等委員会のさらなる機能強化を図る役割に期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。
4．藤井宏澄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、企業の創業・開業の支援、経営計画の策定支援、資金繰り計画の支援を行う等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため、監査等委員会のさらなる機能強化を図る役割に期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。
5．井上毅氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。
6．当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と監査等委員である社外取締役との間で、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。
従って、山林稔治氏及び藤井宏澄氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
また、当社は、当該定款に基づき、井上毅氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。
7．当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

（ご参考）

本議案に記載の取締役候補者及び監査等委員である取締役候補者のスキルマトリックス

【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の専門性と経験】

氏名	属性	企業経営	営業・マーケティング	技術・研究	グローバル経験	財務・会計	法務・内部統制・リスクマネジメント	その他専門領域への知見
よこがわ　かずふみ 横川　和史	再任	○	○	○				
く の　かずお 久野　和雄	再任 社外 独立	○	○		○			
やまぐち　たかなり 山口　登造	新任		○	○				
ふかほり　けいこ 深堀　敬子	新任 社外			○				○ (ﾚｽﾎﾟﾝｼﾌﾞﾙ・ｹｱ)

【監査等委員である取締役候補者の専門性と経験】

氏名	属性	企業経営	営業・マーケティング	技術・研究	グローバル経験	財務・会計	法務・内部統制・リスクマネジメント	その他専門領域への知見
やまばやし　としはる 山林　稔治	新任	○	○	○				
いのうえ　たけし 井上　毅	再任 社外 独立						○ (弁護士)	
ふじい　ひろずみ 藤井　宏澄	新任 社外 独立					○ (公認会計士)		

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、代表取締役１名及び社外取締役２名で構成される任意の指名報酬委員会の諮問を経ております。また、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
中村　淳（なかむら　あつし） （1976年９月２日）	2007年９月　弁護士登録　中村法律事務所開業 2011年１月　高志法律事務所（現弁護士法人高志法律事務所）開業（現任） 2021年６月　越前市情報公開・個人情報保護審査会　委員長（現任） 2022年４月　福井弁護士会綱紀委員会委員（現任）	０株

注１．上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者中村淳氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、当社は、当該候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

３．中村淳氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法律面を中心とした客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、選任をお願いするものであります。

４．補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

５．当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と監査等委員である社外取締役との間で、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。従って、中村淳氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

６．当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。当該候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

以上

事　業　報　告

（自　2023年４月１日
　至　2024年３月31日）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、世界的な脱炭素社会への流れは変わらない中で、各国のＥＶ普及率は当初の想定よりは緩やかであるものの着実に上昇し、今後も需要の拡大が見込まれております。

このような市場環境の中、当社の足もとの業績をみますと、主要顧客の生産調整の長期化や増産時期の遅れに加えて当社製品の主原料であるニッケル及びコバルトの国際相場が下落基調で推移しました。また、減価償却費及び労務費等のコストが先行する状況が継続しているものの、当初の想定よりは減少しました。一方で、2019年10月に契約締結いたしましたノースボルトに対する技術支援については第１四半期に10億円の収益計上をしております。加えて営業利益には、相場関連損益が12億円含まれております。

以上の結果、売上高47,987百万円（前事業年度比16.8％減）、営業利益2,771百万円（前事業年度比56.2％増）、経常利益2,782百万円（前事業年度比76.2％増）、当期純利益は2,555百万円（前事業年度比98.1％増）となりました。

主要な製品用途別の販売数量の概況は以下のとおりです。なお、当社は二次電池事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

「リチウムイオン電池向け製品」

前事業年度比で9.0％の減少となりました。用途別の増減は次のとおりです。

・車載用途（割合93％）は、顧客ごとの販売数量の増減の影響により、前事業年度比で1.7％の減少となりました。
・民生用途（割合７％）は、最終製品の需要減少により前事業年度比で56.0％の減少となりました。

「ニッケル水素電池向け製品」

前事業年度比で20.6％の増加となりました。用途別の増減は次のとおりです。

・車載用途（割合100％）は、前事業年度は世界的な半導体や部品不足による自動車減産の影響で主要顧客からの受注が減少したものの、足もとにおいては一定の需要が回復してきたことから前事業年度比で20.6％の増加となりました。

(ご参考)

(ニッケル国際相場：円換算)　　(単位：円／kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
2024年3月期	3,095	2,961	2,563	2,486
2023年3月期	3,781	3,075	3,601	3,475

(コバルト国際相場：円換算)　　(単位：円／kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
2024年3月期	4,966	5,717	5,603	5,466
2023年3月期	10,997	8,169	7,746	5,368

※ニッケル　LME（ロンドン金属取引所）月次平均×TTS月次平均
　コバルト　LMB（ロンドン発行メタルブリテン誌）月次平均×TTS月次平均

(相場関連損益)

営業利益に含まれている、主原料の購入から製品の払出までの期間の主原料の相場変動等に由来する相場関連利益（損失は△）は、以下の通りです。

(単位：億円)

第67期	第68期
18	12

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は1,422百万円で、インフラ設備等を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

リチウムイオン電池向け製品生産設備	10百万円
ニッケル水素電池向け製品生産設備	167百万円
インフラ設備	492百万円
研究開発設備	30百万円
その他	720百万円

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

	第65期 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	第66期 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）	第67期 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）	第68期(当期) （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
売上高 (百万円)	22,754	40,531	57,672	47,987
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△414	731	1,290	2,555
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	△12円74銭	22円50銭	39円66銭	78円57銭
総資産 (百万円)	33,894	39,018	40,087	38,134
純資産 (百万円)	12,622	13,360	14,657	17,234
１株当たり純資産額	388円00銭	410円68銭	450円57銭	529円77銭

注１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第66期の期首から適用しております。

⑶ 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
住友化学株式会社	89,938百万円	50.4%	株式の被所有 出向者の受入

⑷ 対処すべき課題

当社の主たるマーケットである二次電池市場は、世界的な温暖化問題やエネルギー自給率の向上など、持続可能な社会の実現に向け、車載用途、蓄電池用途を中心に今後も需要が拡大していくものとみられておりますが、補助金の打ち切りや初期需要の飽和状態などＥＶ需要の低迷もあり、需要の拡大は想定していたとおりには進んでおりません。また、より一層の普及に向けて低環境負荷かつ低コスト化が求められており、新技術の研究開発も活発化しております。

リチウムイオン電池に関しては、脱炭素社会への対応や産業振興の観点から、世界各国ではＥＶを中心に普及促進策が図られるとともに市場は想定よりも遅れはあるものの拡大を続けております。こうした状況下、自動車、電池メーカー間での連携の動きが世界各域で活発化しておりは本格的な普及期に向けたて準備が進められております。また、使用される正極材料もＮＣＭ（ニッケル、コバルト、マンガン）といった三元系やＬＦＰといった鉄系のものなど目的に応じて多様化しております。

ニッケル水素電池に関しては、リチウムイオン電池に対して出力特性が高い、安全性に対する高い信頼性、市場での実績など特徴を生かし、ＨＶ用途で堅調に推移するものとみられております。

このような市場環境の中、当社は中長期的な需要増に対応するため、数年かけてインフラを含めた設備増強投資と設備稼働に向けた組織人員体制の強化で、リチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産体制の構築に取り組んでおり、年間約５万トンの生産能力となっております。これらの生産能力を最大限に活用し、既存顧客への拡販及び新規顧客に対して供給体制の最適化を図り、設備の本格稼働へ向けて段階的に準備を行っております。また、生産性、品質安定性、設備負荷等を考慮した生産ラインの最適化を図ることでコスト競争力を高めた強靭な製造力を追求し、製品開発を含め顧客のニーズにそった適時的確な提案をしてまいります。

①５万トン安定稼働の体制構築
- ・要員不足対策（要員確保、省人化対策、人材教育の充実化）
- ・インフラ設備の経年更新・能力拡充へ向けての対応
- ・原料使用の多様化対応
- ・生産～出荷業務のボトルネック解消

②顧客等取引先との新たな関係構築
- ・顧客のニーズに積極的に対応し生産ラインの高稼働実現と維持を目指す
- ・ライフサイクルアセスメントに配慮したサプライチェーンへの取り組み

③グローバルに通用する競争力の確保と維持
- ・市場、顧客のニーズにそった適時的確な製品提案
- ・生産最適化による安定した品質とコストミニマムを両立させた強靭な製造力の確保
- ・カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組み促進

⑸ **主要な事業内容**（2024年３月31日現在）

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

⑹ **主要な事業所及び工場**（2024年３月31日現在）

本社・福井工場	福井県福井市白方町45字砂浜割５番10
大阪支社	大阪府大阪市中央区道修町２丁目２番８号 住化不動産道修町ビル１階
東京事務所	東京都品川区東五反田１丁目10番７号 アイオス五反田４階

⑺ **使用人の状況**（2024年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
339名（70）	3名増	36.5歳	７年11ヶ月

注．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2024年３月31日現在）

借入先	借入額
㈱三菱UFJ銀行	3,548百万円
㈱三井住友銀行	3,475
㈱福井銀行	1,640
㈱北陸銀行	814
㈱福邦銀行	763
㈱北國銀行	350
㈱滋賀銀行	210

2．株式の状況（2024年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　普通株式　47,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　　普通株式　32,533,000株

⑶ **株主数**　　**15,825名**

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	16,407,200株	50.43%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	664,000	2.04
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	460,000	1.41
株式会社福井銀行	330,000	1.01
田中　保	324,200	1.00
田中　浩	300,000	0.92
住友生命保険相互会社	210,000	0.65
高橋　計行	171,500	0.53
田中　学	171,300	0.53
田中　健	171,000	0.53

注．持株比率は自己株式（1,253株）を控除して計算しております。

3．会社役員の状況

(1) **取締役の状況**（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	横川 和史	
取締役	久野 和雄	ニチエス㈱代表取締役社長
取締役	向井 宏好	住友化学㈱執行役員 田岡化学工業㈱取締役
取締役	田中 浩	
取締役（常勤監査等委員）	大嶋 哲夫	
取締役（監査等委員）	増田 仁視	増田公認会計士事務所・アイテック㈱社外監査役・日華化学㈱社外監査役・日本公認会計士協会北陸会会長
取締役（監査等委員）	井上 毅	井上法律事務所・民事調停委員・司法委員・福井県労働委員会会長

注１．取締役久野和雄氏及び上記監査等委員である取締役３名は、社外取締役であります。
なお、当社は、久野和雄氏及び上記監査等委員である取締役３名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．監査等委員である取締役増田仁視氏は公認会計士の資格を有しており、企業の創業・開業の支援、経営計画の策定支援、資金繰り計画の支援を行う等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．監査等委員である取締役井上毅氏は弁護士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するものであります。

４．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、主要な社内会議への出席、業務執行取締役及び使用人等からの情報収集、内部監査部門との連携を図るべく、監査等委員である取締役大嶋哲夫氏を任意で常勤の監査等委員に選定しております。

⑵ 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年２月９日開催の取締役会において、下記の通り取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決議しております。

イ．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。

ロ．取締役の報酬水準、制度の決定

取締役の報酬水準や制度については、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」（代表取締役１名及び社外取締役２名で構成）の答申を受けて取締役会が決定いたします。

ハ．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額、個人別の報酬等の決定

・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額については、2020年６月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることといたします。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く）に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、代表取締役に一任いたします。代表取締役は指名報酬委員会の答申を尊重して個人別の報酬等を決定いたします。

ニ．監査等委員である取締役の報酬限度額、個人別の報酬等の決定

・監査等委員である取締役の報酬限度額については、2020年６月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額50,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることといたします。

・監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、監査等委員である取締役に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、監査等委員である取締役全員がその答申内容を踏まえて協議を行い、決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　数　（　人　）	報酬等の総額（百万円）
取締役 （監査等委員である取締役を除く） ［うち社外取締役］	5 ［1］	42 ［4］
取締役 （監査等委員） ［うち社外取締役］	3 ［3］	26 ［26］
合計 ［うち社外取締役］	8 ［4］	69 ［31］

イ．上記には、2023年６月23日開催の第67期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）１名を含んでおります。
ロ．取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。
ハ．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2020年６月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条第１項に定める７名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象に、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）と決議されております。2023年6月23日開催の第67期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は４名（うち社外取締役は１名）であります。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることといたしました。
ニ．取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会にて当社の業績や職務執行状況等を協議した上で代表取締役社長執行役員横川和史氏に一任し、決定いたしました。委任した理由は、当社の全体の業績等を勘案しつつ、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の活動について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会では、指名報酬委員会において個人別報酬の内容は業界水準や当事業年度の業績等に照らして妥当であるとの答申を受けたことから、当事業年度に係る取締役の個人報酬等の内容が前項「⑵①役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針」に沿うものであると確認しております。
ホ．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年６月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条第２項に定める４名以内の監査等委員である取締役を対象に、年額50,000千円以内と決議されております。2023年６月23日開催の第67期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等については、監査等委員である取締役全員の協議により決定いたしました。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	兼職の状況	当社との関係
取締役 久野和雄	ニチエス㈱代表取締役社長	特別の利害関係はありません。
取締役 (常勤監査等委員) 大嶋哲夫	－	－
取締役 (監査等委員) 増田仁視	増田公認会計士事務所・アイテック㈱社外監査役・日華化学㈱社外監査役・日本公認会計士協会北陸会会長	特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員) 井上毅	井上法律事務所・民事調停委員・司法委員・福井県労働委員会会長	特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（22回開催）		監査等委員会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 久野和雄	22回	100.0%	－	－
取締役 (常勤監査等委員) 大嶋哲夫	22	100.0	12回	100.0%
取締役 (監査等委員) 増田仁視	20	90.9	11	91.7
取締役 (監査等委員) 井上毅	22	100.0	12	100.0

ロ. 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、企業経営者の見地から議案の審議等に関する協議を行っております。また、社外役員審議委員会の委員長として少数株主の保護の観点から必要な発言を行っております。

・常勤監査等委員である取締役大嶋哲夫氏は、当事業年度において開催された取締役会22回全てに出席している他、主要な社内会議にも出席し、取締役の職務執行状況を常時モニタリングしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。社外役員審議委員会の委員としても少数株主の保護の観点から必要な発言を行っております。

・監査等委員である取締役増田仁視氏は、当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。社外役員審議委員会の委員としても少数株主の保護の観点から必要な発言を行っております。

・監査等委員である取締役井上毅氏は、当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。社外役員審議委員会の委員としても少数株主の保護の観点から必要な発言を行っております。

⑷ 責任限定契約の概要

当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。

また、当社は、当該定款に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

⑸ 役員等賠償責任保険契約制度の概要

当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

4．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

注１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題とし、安定した配当を極力維持するとともに、業績に応じた増配等の株主優遇策を実施していくことを利益配分の基本方針としております。

当社は、剰余金の配当を年１回あるいは２回行うことを基本としており、当社定款にその決定機関を期末配当については株主総会、中間配当については取締役会とする旨を定めております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、当社普通株式１株につき４円とさせていただく予定であります。

注．本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,294**	**流動負債**	**13,067**
現金及び預金	1,322	電子記録債務	1,458
電子記録債権	382	買掛金	6,464
売掛金	5,544	短期借入金	1,500
製品	2,110	1年内返済予定の長期借入金	1,500
仕掛品	1,912	未払金	1,110
原材料及び貯蔵品	1,930	未払費用	47
前払費用	37	未払法人税等	283
グループ預け金	6,000	預り金	42
その他	52	賞与引当金	266
固定資産	**18,839**	設備関係電子記録債務	340
有形固定資産	**18,339**	その他	54
建物	4,579	**固定負債**	**7,832**
構築物	144	長期借入金	7,800
機械装置	8,125	資産除去債務	32
車両運搬具	32	**負債合計**	**20,899**
工具器具備品	99	**純資産の部**	
土地	1,433	**株主資本**	**17,181**
建設仮勘定	3,924	**資本金**	**9,155**
無形固定資産	**7**	**資本剰余金**	**6,662**
電話加入権	1	資本準備金	6,662
ソフトウエア	4	**利益剰余金**	**1,366**
その他	0	その他利益剰余金	1,366
投資その他の資産	**492**	特別償却準備金	102
投資有価証券	122	繰越利益剰余金	1,263
従業員に対する長期貸付金	2	**自己株式**	**△2**
長期前払費用	17	**評価・換算差額等**	**52**
前払年金費用	238	その他有価証券評価差額金	52
繰延税金資産	69	**純資産合計**	**17,234**
その他	43		
資産合計	**38,134**	**負債純資産合計**	**38,134**

損 益 計 算 書

（自　2023年4月1日
至　2024年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**47,987**
売上原価		**43,102**
売上総利益		**4,884**
販売費及び一般管理費		**2,113**
営業利益		**2,771**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
為替差益	76	
その他	9	90
営業外費用		
支払利息	66	
シンジケートローン手数料	11	
その他	0	78
経常利益		**2,782**
特別利益		
補助金収入	100	
投資有価証券売却益	3	
その他	0	103
特別損失		
固定資産除却損	35	
固定資産圧縮損	87	122
税引前当期純利益		**2,763**
法人税、住民税及び事業税	371	
法人税等調整額	△163	207
当期純利益		**2,555**

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月９日

株式会社田中化学研究所
取締役会　御中

有限責任あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡　辺　直　人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧　野　敏　幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の2023年４月１日から2024年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査室その他内部統制所管部署と連携のうえ、取締役会、執行役員会議、部室長会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 財務報告に係る内部統制について、取締役及び内部監査室並びに会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 計算書類の個別注記表に記載されている関連当事者との取引について、会社法施行規則第118条第５号イに定める取引を行うに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び同号ロの当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、有限責任 あずさ監査法人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 計算書類の個別注記表に記載されている「関連当事者との取引に関する注記」については、親会社並びに兄弟会社等との取引について記載しておりますが、当該取引を行うにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社 田中化学研究所　監査等委員会

独立社外取締役監査等委員（常勤）　大　嶋　哲　夫　㊞

独立社外取締役監査等委員　増　田　仁　視　㊞

独立社外取締役監査等委員　井　上　毅　㊞

以　上

製品セグメントの変遷に見る田中化学研究所の歴史

田中化学研究所は、約50年に渡り電池材料に携わってきました。その歴史の中で当社が関わる電池自体がニッケルカドミウム電池(ニカド電池)⇒ニッケル水素電池⇒リチウムイオン電池と、時代と共に変遷してきました。さらに、当社の主力製品は民生用途が中心だった時代を経て、現在は車載用途が中心となっています。民生機器用途(民生)に比べ、車載用途では搭載される電池の量が多くなり、そこに使用される材料(当社製品)の量も多くなります。田中化学研究所の製品が多く流通するということは、多方面において環境負荷軽減に貢献していることとなり、その貢献度は時代と共に高まってきています。



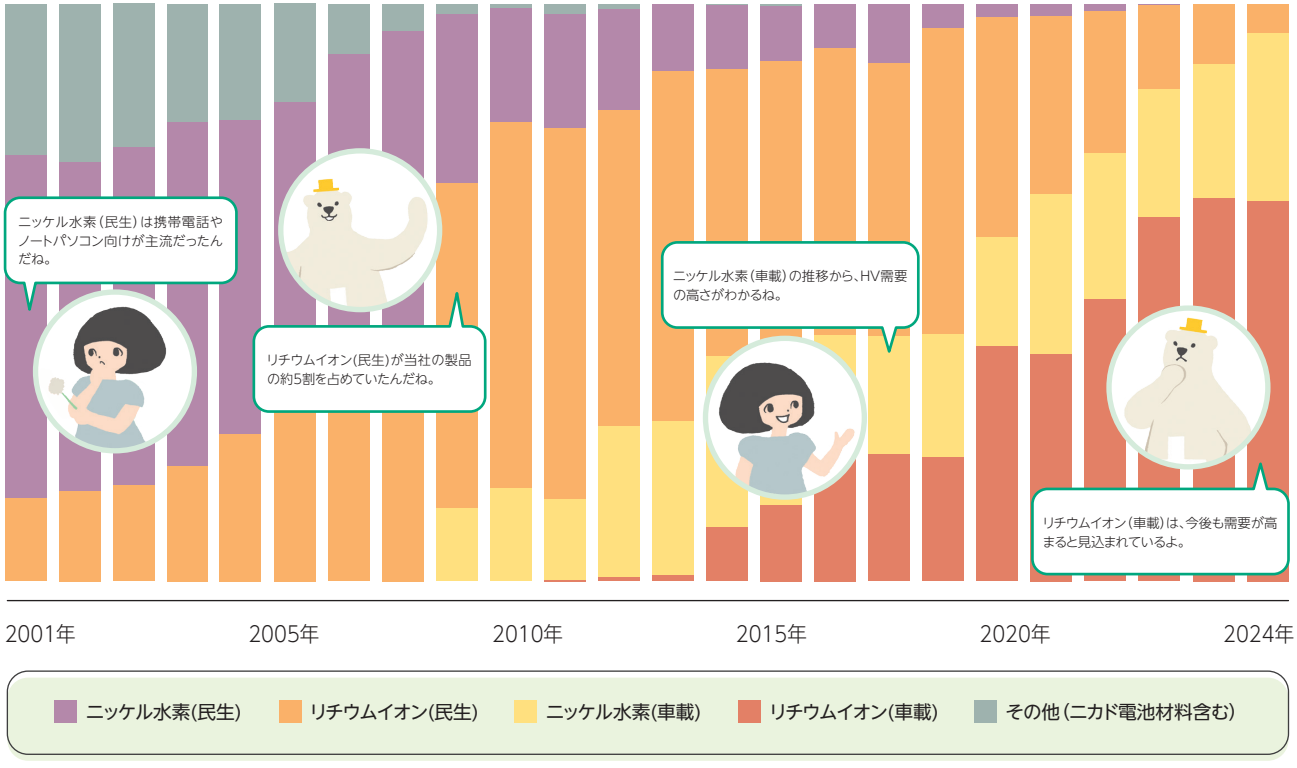

ESG Topics

環境

『CO２排出量削減目標に対する進捗』

当社は親会社である住友化学株式会社のグループ会社として、そのロードマップに沿って、CO２排出量削減に積極的に取り組むとともに、RC委員会による定期的な進捗管理を通じて、目標達成に向けた活動を推進しております。

当社は、2013年度のCO２排出量（22,930t）を基準に、2030年度に2013年度比50％削減、2050年度にカーボンニュートラルを達成することを目標としており、2023年度の排出量は13,502tとなっています。

※上記CO２排出量はScope１とScope２を併せた排出量。　Scope１：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出
Scope２：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

『ボイラー燃料を重油からLNGに転換推進中』

気候変動対応の実現に向けた取組みの１つとして、当社で使用するボイラー燃料に使用している重油をLNGに転換するプロジェクトが動いております。この転換を実現することで、当社におけるCO２排出量約３割の削減を見込めます。

その準備として、LNGを貯蔵するタンクが３基当社敷地内に設置となりました。４月から順次使用が開始となり、11月からは重油の使用が全て無くなり本格稼働する予定です。



新設したLNG貯蔵タンク

社会

『地元高校に書籍を寄贈』

当社が身を置く二次電池業界のこと、モノづくり企業のこと、世界が注目する再生可能エネルギーのことを、これからの未来を担う高校生の皆様に知っていただく小さなきっかけになればという想いをこめて、県内の県立高校25校に当社から５冊の本を寄贈いたしました。

少しでも興味をもっていただければと、各本には当社のオリジナル栞も挟んでアピールしました。



寄贈本と当社オリジナル栞



高校での寄贈本展示の様子

『社内の人材開発・教育の実施』

当社は、社員の階層別に教育・研修体系を構築しており、人財育成に継続的に取り組んでいます。2023年度はマネジメント能力の向上を目指した研修、リーダーシップ等のビジネススキルの向上に向けた研修など、ステップワイズかつ目的に応じた研修を実施しており、意欲・能力のある全ての社員の能力向上・人財育成を進めています。

なお、本年の人的資本投資額（Off-JTの直接費用）は、約11百万円（前年比1.3倍）を計上し、人財開発・教育の充実に注力しています。



管理社員向けマネジメント能力向上研修



中堅社員向けリーダーシップ研修

ガバナンス

『令和６年能登半島地震を受けてBCPの見直しを実施』

毎年当社では大規模災害発生に備えて、BCP訓練や防消火訓練、避難訓練を実施しております。2024年元旦に発生した能登半島地震でも日ごろの訓練の成果を活かして、社員は無事に避難するとともに、設備も迅速に復旧することができました。今後もBCP対策を含め、非常時の対応力強化に注力していきます。

また、この機会に備蓄品の増強や非常用バッテリー等備品の充実をはかり、大規模災害が発生した際にも従業員が一定期間被災状況に耐えられる備えを準備しました。



避難訓練の様子

『コンプライアンスマニュアルの改訂に着手』

当社では日ごろからコンプライアンス研修やコンプライアンス体制の整備を行っております。これに加えて、従業員が日々参照することができるコンプライアンス・マニュアルを作成しておりますが、これについても最新の情報にアップデートすべく見直しを実施しており、このたびさらに従業員が使用しやすいよう冊子化して配布することにしました。

一口にコンプライアンスといっても、その内容は幅広く、さらに時代に応じて中身も変わっていくものです。従業員が働きやすい環境を整えるため、さらにはコンプライアンスを徹底するために参照することができる資料として、今後も必要に応じてコンプライアンス・マニュアルを見直していきます。

株主総会会場ご案内図

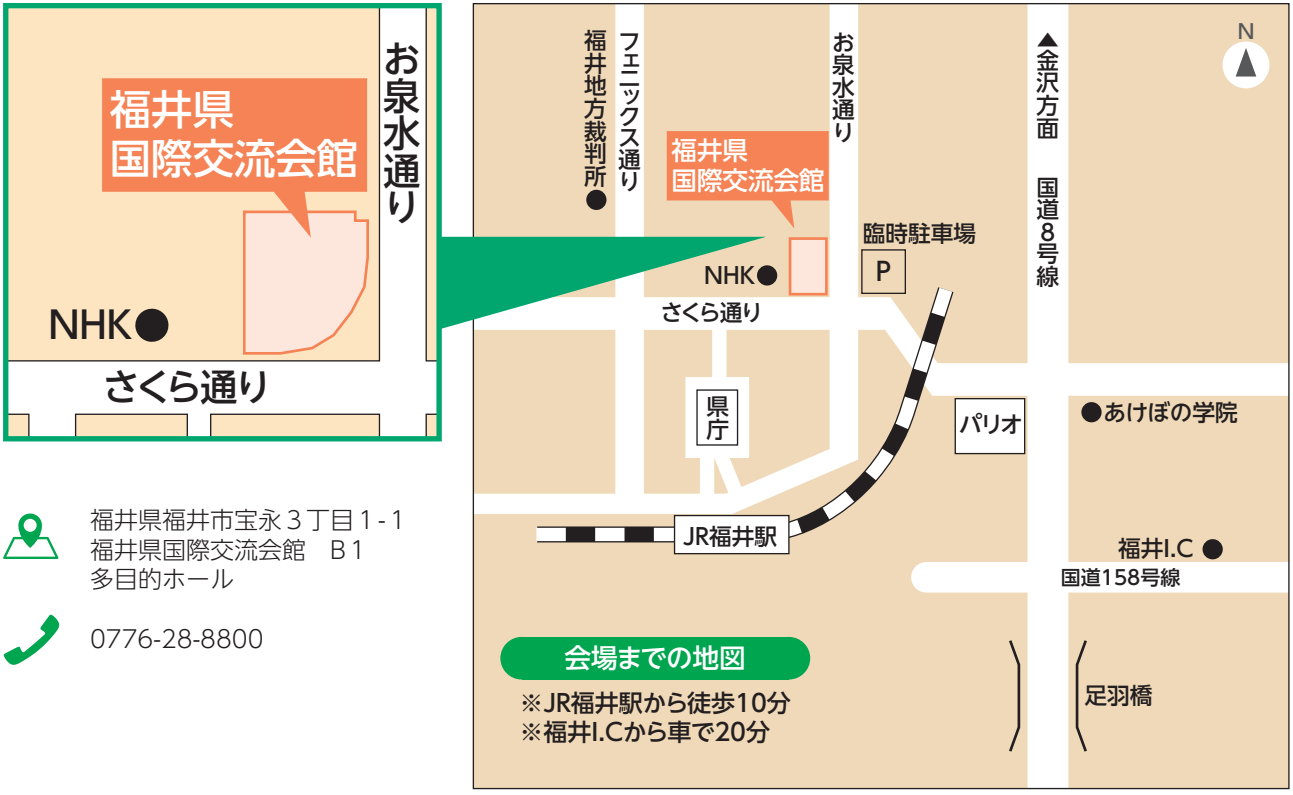

福井県福井市宝永３丁目１-１
福井県国際交流会館　Ｂ１
多目的ホール

0776-28-8800

※お車でご来場の際は、お手数ですが、臨時駐車場（会場東側）のみご利用いただきますようお願い申しあげます。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　大阪証券代行部 〒541-8502　大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 Tel：0120-094-777（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）
公告方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.tanaka-chem.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に公告いたします。）